

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和6年1月19日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300337号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300075号

## 第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成21年8月10日は17万6,000円、同年12月8日は20万円、平成22年8月10日は23万円、同年12月16日は23万5,000円、平成23年8月10日は22万円、同年12月16日は21万6,000円、平成24年8月10日、同年12月17日及び平成26年12月16日は22万円に訂正することが必要である。

平成21年8月10日、同年12月8日、平成22年8月10日、同年12月16日、平成23年8月10日、同年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日及び平成26年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年8月10日、同年12月8日、平成22年8月10日、同年12月16日、平成23年8月10日、同年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日及び平成26年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から、平成21年8月10日は18万円、平成22年12月16日は24万円、平成23年12月16日は22万円に訂正することが必要である。

なお、平成21年8月10日、平成22年12月16日及び平成23年12月16日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年8月10日  
② 平成21年12月8日  
③ 平成22年8月10日  
④ 平成22年12月16日  
⑤ 平成23年8月10日

- ⑥ 平成 23 年 12 月 16 日
- ⑦ 平成 24 年 8 月 10 日
- ⑧ 平成 24 年 12 月 17 日
- ⑨ 平成 26 年 12 月 16 日

年金記録を確認したところ、請求期間①から⑨までの標準賞与額の記録がなかったが、当該期間に A 社から賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑥まで及び請求期間⑧、⑨について、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間①は標準賞与額 18 万円、請求期間④は標準賞与額 24 万円、請求期間⑥は標準賞与額 22 万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料額より低い厚生年金保険料を、請求期間③は標準賞与額 23 万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料額より高い厚生年金保険料を、請求期間②は標準賞与額 20 万円、請求期間⑤、⑧及び⑨は標準賞与額 22 万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、それぞれ事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑥まで及び請求期間⑧、⑨に係る標準賞与額を、上記の賞与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 17 万 6,000 円、請求期間②は 20 万円、請求期間③は 23 万円、請求期間④は 23 万 5,000 円、請求期間⑤は 22 万円、請求期間⑥は 21 万 6,000 円、請求期間⑧及び⑨は 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 8 月 10 日、同年 12 月 8 日、平成 22 年 8 月 10 日、同年 12 月 16 日、平成 23 年 8 月 10 日、同年 12 月 16 日、平成 24 年 12 月 17 日及び平成 26 年 12 月 16 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①、④及び⑥について、上記の賞与明細書により、請求者は、A 社から請求期間①

に 18 万円、請求期間④に 24 万円、請求期間⑥に 22 万円の賞与を支給されたと認められることから、上記 1 の訂正後の標準賞与額を、請求期間①は 17 万 6,000 円から 18 万円、請求期間④は 23 万 5,000 円から 24 万円、請求期間⑥は 21 万 6,000 円から 22 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑦について、請求者から提出された平成 24 年 1 月から同年 12 月までの給与明細書、同年 12 月 17 日の賞与明細書、A 社に係る平成 24 年分給与所得の源泉徴収票、同社の同僚から提出された同年 8 月 10 日の賞与明細書等から判断すると、請求者は、同年 8 月 10 日に標準賞与額 22 万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間⑦に係る標準賞与額については、上記の給与明細書、源泉徴収票等により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 8 月 10 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。